

新型コロナウイルス感染症 発症から退院までの流れ

① 疑われる症状あり

↓ 感染が疑われる場合(本人により判断)

② しまね新型コロナウイルス感染症
『健康相談コールセンター』に電話
TEL:08512-2-9900

↓ 感染が疑われる場合(健康相談コールセンターにより判断)

③ 隠岐保健所から本人に電話連絡あり

↓ 感染が疑われる場合(隠岐保健所により判断)

④ 指定された島内の医療機関を受診
(隠岐保健所にて調整)

↓ 感染が疑われる場合(医師により判断)

⑤ 指定された島内の医療機関にて検体採取

↓ 結果が出るまで待機(自宅または医療機関)

⑥ 結果判明
(検体採取から1~2日後)
(医師を通じて結果通知)

↓ 陽性の場合、隠岐保健所が手配する搬送手段により本土の医療機関へ

⑦ 本土の医療機関に入院(※1)

↓ 退院基準(※2)を満たしたら

⑧ 本土の医療機関を退院

↓ 各自帰島(移動制限はありません)

⑨ 自宅

※1 島根県広域入院調整本部等により調整

※2 退院基準:発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合など